

## 令和6～8年度安来市広域生活バス運行委託業務仕様書

1. 運行路線 別紙 路線系統一覧のとおり
2. 運行エリア 安来市一帯及び米子市及び松江市の一部
3. 車両台数 小型バス（乗車人員 29 名以下）・・・ 18 台  
中型バス（乗車人員 33～44 名）・・・ 4 台  
中型バス（乗車人員 56～60 名）・・・ 5 台
4. 貸与施設 安来バスターミナル（安来市安来町 1068-1 番地）  
広瀬バスターミナル（安来市広瀬町広瀬 1006 番地）  
赤屋バスターミナル（安来市伯太町赤屋 117 番地 1）

### 5. 業務委託内容

#### ①運転手業務について

- (1) 安来市の作成する運行ダイヤ表に基づく、車両の運行
- (2) 乗車料金管理
- (3) 車内マイクによるバス停アナウンス
- (4) 乗車料徴収時における両替
- (5) 車内における一日乗車券及び回数券の販売
- (6) 回送時での給油
- (7) 乗車人員計測
- (8) 運転日誌記載
- (9) 安来市の依頼に基づく臨時バスダイヤの車両運行
- (10) その他運転に係る業務

#### ②点呼業務について

- (1) 運行管理・点呼簿の記載
- (2) 乗車人員集計管理・報告
- (3) 乗車料金・各種販売料の集計及び納金
- (4) 電話等各種問合せへの対応
- (5) デマンド運行における予約の受付及び運転手への指示
- (6) ターミナルにおける定期券・回数券・一日乗車券の販売及び在庫管理
- (7) 減免証明書の発行
- (8) ターミナルの維持管理

#### ③運行管理責任者について

- (1) 運転手及び点呼者の指導監督
- (2) 事故・苦情への対応
- (3) 車両に関する一般管理
- (4) ダイヤ改正に伴う補助作業
- (5) 安来市に対する連絡業務
- (6) 安全運転管理者、副安全運転管理者の選出及び関係業務の実施
- (7) その他バス運行に関する管理業務

6. 業務体制            委託業務を行うに辺り、運転手の他に安来・広瀬バスターミナルに点呼者をそれぞれ常駐させる。別に道路運送法第 23 条の 2 の規定により運行管理者資格を有する一般乗合旅客事業詔運送事業運行管理者及び道路運送車両法施行規則第 31 条の 4 の規定による整備管理者資格を有する者を各ターミナルに配置する。
7. 請負期間予定       令和 6 年 4 月 1 日より令和 9 年 3 月 31 日まで
8. 運行ダイヤ           別紙 安来市広域生活バス 路線別停留所一覧表のとおり  
注：令和 5 年 8 月 1 日現在のダイヤ表です。ダイヤは変更する場合があります。
9. その他条件           運転手は大型 2 種免許を有する、または大型 1 種免許を有した者で国土交通大臣が認定する講習を修了していることを条件とする。  
運行に係る対人、対物、搭乗者及び自動車（車両）の事故の損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。
10. 留意点            契約委託料は運転手及び点呼者の拘束時間により変動するため、後日のダイヤ改正により委託料が増減することがある。  
一部路線にデマンド運行があるため、運行実績により委託料の変動がある。